

規約の改正（案）について

1. 改正理由

積立金が枯渇してきている現状に鑑み、将来を見据え、当フォーラムの活動の持続的発展に資するため、法人会員の会費を、一口3千円から一口5千円に増額することにより、運営基盤の強化を図るものである。

2. 改正内容

規約の第5条の一部を下表のとおり改正する。

改正後	改正前
(会費等) 第5条 個人会員にあつては年額一口1千円、 <u>法人の会員にあつては年額一口5千円(一口以上)</u> 、団体の会員にあつては年額一口3千円(一口以上)、県以外の行政機関の会員にあつては年額一口3万円(一口以上)の会費を納めるものとする。	(会費等) 第5条 個人会員にあつては年額一口1千円、 <u>法人及び団体の会員にあつては年額一口3千円(一口以上)</u> 、県以外の行政機関の会員にあつては年額一口3万円(一口以上)の会費を納めるものとする。

附則

この規約は、令和6年（2024年）6月28日から施行する。